

お申し込みになる前に必ずお読みください。
お申し込みの際は、別途交付する詳細旅行条件書をお受け取りになり、十分にお読み下さい。

ご旅行条件（要約）

この内容書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面になります。また、旅行契約が締結された場合は、同12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、(株)JTBが企画実施し、大分航空トラベル(以下「当社」)が受託販売するものでありお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」という）をすることになります。

また、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面（行程ご案内）及び(株)JTB旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。詳しくは、別紙参照下さい。

2. 旅行契約のお申込み、予約・契約成立

①当社にて、大分県教職員互助会を經由しファクシミリで旅行契約のお申込みを承ります。②旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お客様との電話で手配内容を確認・予約した時点で完了いたします。

3. お申込条件

大分県教職員互助会の「会員」

4. 旅行代金に含まれるもの

明示した運送期間の運賃・宿泊費・食事代（選択制）・サービス料・消費税等諸税、コース内で含まれる旨表示したもの等。

5. 旅行契約の解除

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは次の金額を取消料として申し受けます。（ジェットスターを除く）

※ジェットスターご利用の場合の取消料に付きましては旅行会社にお問い合わせ下さい。

取消料のご案内：利用航空会社の個人包括旅行運賃（価格変動型）を利用の場合(お客様1名様当たり)

	旅行契約の解除日	旅行契約の解除期日
イ	旅行契約の締結時から利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって55日前にあたる日までの解除	利用航空便1区間につき500円
ロ	利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって54日前にあたる日から21日前にあたる日までの解除（ハに掲げる場合を除く）	利用航空便1区間につき2,000円
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前にあたる日以降に解除する場合（ニからトまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%
ニ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降に解除する場合（ホからトまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の30%
ホ	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
ヘ	旅行開始日当日の解除（トを除く）	旅行代金の50%
ト	旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

*当社の責任とならない各種ローンの取扱上の自由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。

*お客様のご都合による出発日の変更、運送、宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし所定の取消料をお支払いいただきます。

飛行機の運航ダイヤの改定は、年2回行われます。

➡1月下旬頃 夏ダイヤ決定（3月の最終日曜日～10月の最終土曜日ご搭乗分）

➡8月下旬頃 冬ダイヤ決定（10月の最終日曜日～翌年3月の最終土曜日ご搭乗分）

上記運航ダイヤの決定前に予約をされた場合、予約済みの航空便の時間が大幅に変更になったとしても、

予約した同じ便に乗っていただくことになります。**便を変える場合は、予約したパックをキャンセル**

することになり、キャンセル料が発生します。また、航空便の機材の変更や航空会社の都合により、

予約した航空便の時間が大幅に変更になることが稀にあります。その場合も同じ対応となりますので

ご注意ください。

6. 個人情報のお取り扱い

(1)当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊期間等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

又、①当社と提携する受託商品やサービス・キャンペーンのご案内。②旅行実施後のご意見や感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社は、お申し込みをいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊等機関等に対しお客様の氏名・年齢・性別・電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(3)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲内のものについて利用させていただくことがあります。

7. その他

【行程表・旅行代金】 最終旅程表にてご確認ください。

【その他】 ご旅行条件書をご確認ください。

【旅行条件の基準期日】 最終旅程表の発行日が適用されます。

※旅行代金には、「宿泊税」は含まれておりません。旅行代金とは別に「宿泊税」が必要な地域は現地払いとなります。

※人数・室数等に変更が生じた場合は契約解除の上、新たに再契約となり、旅行代金に変更になる場合がございます。

【添乗員】 同行いたしません

【最少催行人員】 最少催行人員1名

【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第64号

株式会社JTB

〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11

【受託販売】

大分県知事登録旅行業第2-241号

大分航空トラベル <http://www.oita-air-travel.jp/>

◎大分営業所/〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1 県庁舎本館1階 TEL：097-536-0101

〈電話〉平日のみ 10:00～16:00(変更となることがあります)

・本事業企画は、(株)JTBが主催する旅行商品を大分航空トラベルが受託販売する、航空券と宿泊券のセット商品に対して、一般財団法人大分県教職員互助会が一定額の補助を行なう、会員限定の企画です。

会員は、一般財団法人大分県教職員互助会が審査・承認し、大分県学校生活協同組合又は大分県高等学校生活協同組合を通じて、提携する旅行会社である(株)大分航空トラベルに旅行の申し込み及び旅行代金の支払を行うことで、旅行契約の手続きを行ないます。